

鏡野町地域情報通信施設整備運営事業の概要No.13

●鏡野地域の皆様へ

テレビ津山のテレビ視聴に加入されている方で、鏡野町地域情報通信施設整備運営事業のテレビ視聴に申し込まれた方は、NHK受信料を団体一括支払いしている場合は以下のとおり手続きが必要です。

NHK受信料変更手続きについて

NHKの受信料支払については、**宅内工事の完了後、以下の手続きを行ってください。**

1. テレビ津山「団体一括支払」を利用して、受信料を支払っている人

直接、NHKへ受信料を支払う方式に変更となります

※鏡野町有線テレビには、「団体一括支払」制度はありません

(1) 宅内工事の際、「テレビ津山解約届」をご記入・ご提出ください

ー 解約届は、工事担当者がその場でお渡しします

テレビ津山の解約に伴い、「団体一括支払」も退会となります

= 皆様からNHKへの退会通知は、不要です

(2) NHKから皆様へ、申込書※が届きます

※「直接支払」の際の支払方法を登録する申込書

申込書未返送の場合は支払方法が「継続振込」(金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等でNHKが定期的に送付する払込用紙を用いて払込む方法)になります

(3) 申込書をNHKにご返送ください

注)この際、BS放送の受信を終了する人は、必ず、NHKへ申し出てください

申し出がない場合、衛星契約が継続になります

2. その他

- ー テレビ津山加入者の内、「直接支払」を行っている人
- ー アンテナ受信にて、NHKを受信している人

「テレビ津山の解約」や、「鏡野町有線テレビへの加入」に伴い・・・

**以下の変更が発生する方のみ、皆様から、NHKへ連絡を取り、
契約内容の変更手続きを行ってください**

①(変更前)地デジのみ受信 ⇒(変更後)BS放送も受信

②(変更前)BS放送も受信 ⇒(変更後)地デジのみ受信

注)②の方が、変更手続きをしない場合、衛星契約が継続になります

受信料に関する詳細(契約内容の変更手続き等)は・・・

下記のNHK窓口までお問い合わせください。

NHK岡山放送局 営業部

電話番号 086-214-4740

お取扱時間 平日9:30～18:00

平成26年4月から上記事業に伴う光ファイバ引込工事及び宅内工事が始まります。住民のみなさまのご自宅や事業所の中での工事になりますので、立会い等のご協力をお願いします。

また、鏡野町地域情報通信施設整備運営事業のテレビ視聴にお申し込みをいただいた方は、地上デジタル対応テレビかチューナーがないとテレビを見ることができません。現在アナログテレビでテレビを視聴している方は、工事完了までに必ずデジタルテレビかチューナーの準備をお願いします。